㈢　経営委員会等への報告義務等に関する事項

(1)　監査委員は、役員が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき等は、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会並びに厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。（第五条の一〇第一項関係）

(2)　監査委員は、㈡の(2)の監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならないものとした。（第五条の一〇第二項関係）

(3)　監査委員は、(1)又は(2)の場合において、必要があると認めるときは、委員長に対し、経営委員会の招集を請求することができるものとした。（第五条の一〇第三項関係）

(4)　(3)の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができるものとした。（第五条の一〇第四項関係）

㈣　監査委員会の招集及び議事の運営に関し所要の規定を設けるものとした。（第五条の一一及び第五条の一二関係）

3　役員及び職員に関する事項

㈠　理事長、経営委員会の委員長及び委員並びに理事を役員とするものとした。（第六条関係）

㈡　役員の職務及び権限に関する事項

(1)　理事長は、管理運用法人を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理するものとした。（第七条第一項関係）

(2)　管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理するものとした。（第七条第三項関係）

(3)　管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、管理運用業務に係る議決事項を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関し意見を述べることができるものとした。（第七条第五項関係）

㈢　役員の任命に関する事項

(1)　理事長並びに経営委員会の委員長及び委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとした。（第七条の二第一項及び第二項関係）

(2)　管理運用業務担当理事は、(1)の者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命するものとした。また、理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、(1)の者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長が任命するものとした。（第七条の二第七項及び第八項関係）

㈣　役員の任期に関する事項

経営委員会の委員長及び委員の任期を五年とするものとした。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての財務諸表の承認の日までとするものとした。（第八条関係）

㈤　役員の解任に関する事項

(1)　理事の解任に関する通則法の読替えに係る規定を設け、理事長は、管理運用業務担当理事については、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、解任するものとし、また、理事（管理運用業務担当理事を除く。）については、経営委員会の同意を得て、解任するものとした。（第一〇条第二項及び第三項関係）

(2)　経営委員会は、理事長が通則法第二三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。（第一〇条第四項関係）

(3)　経営委員会は、理事が通則法第二三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができるものとした。（第一〇条第五項関係）

㈥　役員及び職員の再就職に係る規制に関する事項

(1)　管理運用法人の役員又は職員（以下「管理運用法人役職員」という。）は、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、当該金融事業者等の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること等を禁止するものとした。（第一五条関係）

(2)　管理運用法人役職員は、利害関係金融事業者に対し、離職後に当該利害関係金融事業者等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること等を禁止するものとした。（第一六条関係）

(3)　管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者が、離職前五年間に在職していた内部組織に属する役員又は職員に対し、離職前五年間の職務に属する契約事務に関し、離職後二年間、職務上の行為をするように要求すること等を禁止するものとした。（第一七条関係）

(4)　管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五〇条の七第一項の規定による届出を行った場合等を除き、理事長にその旨を届け出なければならないものとした。（第一七条の二関係）

4　年金積立金の運用方法に関する事項

㈠　債券オプション、先物外国為替、通貨オプション等のデリバティブ取引について、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するものとした。（第二一条第一項第一号及び第六号～第八号関係）

㈡　運用方法を特定して行う信託として、コール資金の貸付け等を追加するものとした。（第二一条第一項第三号関係）

㈢　年金積立金の運用方法として、デリバティブ取引であって政令で定めるもの（有価証券の売買等による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）を新たに規定するとともに、先物外国為替について市場において行われる取引等を追加するものとした。（第二一条第一項第七号及び第九号関係）

5　運用の実績の公表に関する事項

管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを公表しなければならないものとした。（第二六条第二項関係）

6　社会保障審議会への諮問に関する事項

厚生労働大臣は、中期目標を定め、又は変更しようとするとき等の場合には、社会保障審議会に諮問しなければならないものとした。（第二九条関係）

四　日本年金機構法の一部改正関係

1　機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、3により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないものとした。（第五条第四項関係）

2　機構は、中期計画において定めるべき事項として、次に掲げる事項を加えるものとした。（第三四条第二項関係）

㈠　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

㈡　㈠の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

3　不要財産に係る国庫納付等

㈠　機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとした。ただし、中期計画において2の㈡の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該不要財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しないものとした。（第四四条の二第一項関係）